

令和2年度

定期監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項による定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和3年2月8日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

同 笹 生 典 之

目次

監査の概要	1
1 監査の対象	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の主な実施内容	2
4 監査の実施場所及び期間	2
5 監査の範囲	2
6 監査の結果	2
7 監査委員の意見等	6
(1) 意見	6
(2) 要望事項	8

監査結果報告

監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の対象

- ◇ 企画財政部 企画課、財政課、課税課、納税課、秘書広報課
- ◇ 総務部 総務課、行政管理課、管財契約課、危機管理課、資産管理課
- ◇ 市民健康部 保険年金課、市民活動支援課、平川行政センター、長浦行政センター、健康推進課
- ◇ 福祉部 地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、子育て支援課、保育課
- ◇ 環境経済部 環境管理課、廃棄物対策課、農林土木課、商工観光課
- ◇ 都市建設部 都市整備課、土木管理課、土木建設課、下水対策課
- ◇ 会計室
- ◇ 消防本部 総務課、予防課、中央消防署、長浦消防署、平川消防署
- ◇ 教育部 教育総務課、学校教育課、総合教育センター、学校給食センター、幼稚園、生涯学習課、市民会館、平川公民館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、郷土博物館、中央図書館、長浦おかのうえ図書館、体育振興課
- ◇ 議会事務局
- ◇ 選挙管理委員会事務局
- ◇ 監査委員事務局
- ◇ 農業委員会事務局

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

- (1) 会計区分、年度、科目等に誤りはなにか。
- (2) 経費の設計・見積もり時に十分な精査が行われているか。

- (3) 債権管理、債権回収は、法令等を遵守し適正に行われているか。
- (4) 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- (5) 補助金等は適正に支出しているか。
- (6) 郵券、備品等の資産の保管・管理は適切に行われているか。
- (7) 労務管理、事業の進行管理が適正に行われているか。また、内部統制は適正に機能しているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けるとともに、必要により現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前監査

令和2年10月19日から令和2年11月24日までの期間、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により各課において実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

また、必要により現地調査を実施した。

(2) 監査委員監査

令和2年11月27日、12月3日、4日、11日、17日、21日、23日に監査室において、事前監査の結果を基に所管事務事業に関して、関係職員の説明を受け監査を行った。

5 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された事務事業
ただし、必要と認めたときは、これ以外の期間についても範囲とした。

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業は、下記の指摘事項を除き、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

※指摘事項：改善が必要であると認められるもの

(1) 予算の定めによらない契約その他の行為について【総務課】

職員証プレ印刷ICカード等購入費及び職員証印刷機器購入費について、予算

流用確定日前に契約の締結を行った事例が認められた。

地方自治法第232条の3に、支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されている。

昭和41年6月に示された行政実例では、予算がないのに業者と締結した請負契約は無効であるが、予算議決によって追認された場合は、当事者間においては契約時に遡って有効となる。しかし、議決によって支出負担行為時に遡って適法になるのではなく、違法性が実質的に治癒されるにすぎないと解されていることから、契約後に予算流用が確定している本件についても同様である。

今後は、法令等の厳守とチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。

(2) 会計年度区分について【管財契約課】

土地売却収入について、令和元年度歳入とすべきところ、一部を令和2年度歳入とした事例が認められた。

市有財産売却に係る入札に伴う歳入については、希望者が入札前に納付する入札保証金を歳計外に保管、入札実施後、落札者が入札保証金を差し引いた額を納付し、入札保証金を充当している。

令和2年3月30日に入札を実施し落札価格が1,510,000円であった土地売却収入は、契約締結前に納付するものとして入札保証金67,730円を差し引いた1,442,270円を落札者へ請求、令和元年度歳入としており、これに入札保証金を充当するものであった。

土地売却収入に係る納入通知書は、令和2年3月に発行していることから、令和元年度歳入である。

しかしながら、歳計外からの振替処理を6月に行ったことから、土地売却収入の一部が令和2年度歳入となったもの。

地方自治法第208条に会計年度及びその独立の原則が、同法第235条の5には翌年度の5月31日とする出納の閉鎖が規定されており、この間を出納整理期間としている。歳計外現金に出納整理期間は適用されないが、同期間における令和元年度歳入への振替は可能であり、4月1日以降における歳計外からの振替は新年度のみといった誤った認識も要因の一つである。

また、土地売却収入に係る調定額は、入札保証金を差し引いた額で起票されており、チェック機能も働いていない。

歳計外からの振替処理遅延については、これまでも指導しており、改善し対処していれば防げた事例である。

今後は、チェック体制の強化と調定事務及び収納事務の適正化を図り、再発防止に努めること。

(3) 補助金等の適正化について(国際交流活動推進事業補助金)【市民活動支援課】

令和元年度国際交流活動推進事業補助金(国際交流協会運営事業)について、規定を超えて交付している事例が認められた。

同補助金は、袖ヶ浦市国際交流活動推進事業補助金交付要綱に基づき交付されるものであり、同要綱第2条に、補助金(率)はただし書きを除き予算の範囲内の額で経費の2分の1以内と規定されている。

しかしながら、災害等の影響で開催できなかったことを理由に、事業の一部を全額補助対象とし過大に交付したもの。

同要綱に委任の規定はなく、交付確定起案において理由が※印で補記されているのみであり、決裁区分は部長となっているが課長決裁に留まっていた。

また、実績報告書に添付されていた決算書では、ただし書き事項の内容が不明瞭であった。

これは、法令等の遵守の認識の甘さと内部統制が適正に働かなかつたことによるものであり、規定を超える補助金が容易に支出される事態は、将来のリスクを高めるものである。

このことは、補助金等の交付として不適正であることから、実績報告関係書類も含め早急な是正を求めるもの。

(4) 債権管理及び債権回収の適正化について(保育所運営費負担金)【保育課】

保育所運営費負担金(保育料)について、適正な滞納整理及び処分を行っていない事例が認められた。

費用の徴収については、個別法(児童福祉法)に直接根拠を持つものであり、同法第56条第6項に指定期日以内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる」と規定されている。

しかしながら、現年度未納者に対する督促、分納者に対する納付書発送のみを行い、それ以外の債務者に対しては、催告書の発送、所在調査等を行っておらず、分納誓約者以外の滞納整理状況の記録は確認できなかった。

徴収停止要件のない未請求は放置と同じである。

このことは、債権管理として不適正であり、負担の公平性の観点から法令等を遵守し早急な是正を求めるもの。

なお、公法上の債権として地方自治法第236条の消滅時効の適用を受け、児童福祉法に特別な定めはないことから、時効期間は5年、時効の援用も不要である。消滅した債権については、欠損処分をとることが妥当である。

(5) 調定事務及び収納事務の適正化について(情報提供料)【介護保険課】

令和元年度歳入に調定漏れとなった情報提供料について、令和2年度において調定、収納した事例が認められた。

調定の時期は、袖ヶ浦市財務規則第29条第1項別表第1に規定されている。

しかしながら、令和2年7月の収納により令和2年1月9日に発行した情報提供料に係る調定漏れが判明したものの。

また、事前監査後の担当課再確認において、新たに令和元年5月9日分1件の調定漏れも確認された。

このことは調定事務として不適正あり、令和元年度定期監査においても、調定事務及び収納事務の適正化について注意していることから、チェック体制の再構築を図り、法令等の遵守徹底と再発防止に努めること。

(6) 支出事務の適正化について（環境美化推進員報酬）【環境管理課】

環境美化推進員報酬について、月末締めの実績報告書の確認をもって支払っており、2か月から3か月の支払遅延となっている事例が認められた。

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第4項の規定により、報酬の支給方法については、一般職の職員の例によるとされていることから、該当月21日に支払うものである。

このことは、平成28年度の監査においても注意をしているところであるが、今回の監査で環境美化推進員報酬の確認をしたところ、従前と同じ状況であった。

このことは、支出事務として不適正であることから早急に是正し、チェック体制の再構築を図り、法令遵守の徹底と再発防止に努めること。

(7) 契約事務の適正化及び支払遅延について（災害廃棄物受入業務委託費）【廃棄物対策課】

災害廃棄物受入業務委託費について、4月から8月分を一括処理し、支払いが1か月から5か月遅延している事例が認められた。

契約に係る支払の時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条及び同契約約款に基づくものである。

また、同委託に係る実績報告書は、4月分から8月分の文書番号が連番となっており、遡及処理も確認した。

このことは支払事務及び契約事務とも不適正であることから、早急な是正を求めるもの。

なお、本事例は、損害賠償請求にもなり兼ねない事例であり、令和元年度決算審査においても、適正な工程管理及び予算管理の徹底について注意していることから、チェック体制の再構築を図り、法令等の遵守徹底と再発防止に努めること。

(8) 補助金等の適正化について（袖ヶ浦市創業支援事業補助金）【商工観光課】

袖ヶ浦市創業支援事業補助金について、交付要綱がないまま補助金を交付している事例が認められた。

袖ヶ浦市補助金等に関する事務取扱規程第5条には、補助事業の適正な運営及び事業の公正化を図るため、個々の補助金ごとに規定する内容、補助基準等を明

確にするため、根拠法令等を定めるものと規定されている。

また、同条ただし書きにおいて、2年以内の限定事業又は団体補助金については、その必要に応じて定めることができるとされているが、同事業は計画期間を平成29年度から令和3年度とする5か年事業である。

このことは、補助金等の交付として不適正であることから、早急な是正を求めるもの。

(9) 補助金等の適正化について（教育振興事業助成金）【体育振興課】

教育振興事業助成金（千葉県民体育大会用バレーボールユニホーム購入事業）について、交付要綱に規定されていない事業に対し助成金を交付している事例が認められた。

同助成金は、袖ヶ浦市教育振興事業助成金交付要綱に基づき交付され、同要綱第2条に対象事業、経費及び助成額が規定されているが、交付した事業は規定されていない。

本事例は、同条に規定される千葉県民体育大会選手派遣事業助成金を拡大解釈し、助成金対象事業として交付したものの。

また、袖ヶ浦市体育協会事業費助成金を原資とし、交付先の団体から各専門部事業に対し補助がなされていることから、二重助成とも見受けられる。

このことは、補助金等の交付として不適正であることから、早急な是正を求めるもの。

7 監査委員の意見等

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見、要望を付記する。

※意見：袖ヶ浦市の組織及び運営の合理化等に資するため、監査委員からの提言。

(1) 意見

① かずさ水道広域連合企業団用水供給事業の余剰金について【企画課】

かずさ水道広域連合企業団における用水供給事業については、構成団体から施設整備（耐震化事業）に係る出資があり、更には4市域水道事業が受水費を支払う中で、毎年10億を超える純利益が発生している。

水道は市民にとって日常生活に必要なライフラインであることから、構成団体と協力し、用水供給事業における利益が還元されるよう交渉していただきたい。

また、同事業においては、計画期間を令和3年度から令和7年度とする施設整備計画、水需給計画、収支計画の策定に着手しており、特に、受水費に係る料金、確認水量及び基本水量の設定は、算定期間を令和元年度から令和5年度の5年間とし、君津地域水道事業統合広域化基本計画の財政シミュレーション

をベースとした袖ヶ浦市域の水道料金に影響を及ぼすものである。

同企業団用水供給事業に係る認可水量は、供給水量の実態に沿ったものとされ、統合前の君津広域水道企業団の認可水量より縮小されている。

また、基本水量の見直しについては、統合基本計画にかずさ水道広域連合企業団と構成団体で十分な協議をしていくと明記されている。

このことから、本市水需給の現状を踏まえ、実態に見合った設定となるよう要望し、構成団体としての役割を果たしていただきたい。

② 契約事務の適正化について【管財契約課】

令和元年度決算審査において意見した災害時における契約事務の整理について、早々に整理し庁内に周知されたことは評価している。

今後も、状況を見極め、契約所管課として指導することを期待する。

③ 災害対応について【危機管理課】

令和2年11月に実施した学校監査において、簡易備蓄倉庫の点検をはじめ、昨年度の台風災害時の経験を活かし、危機管理課が早々に改善や調整を行ったことで、学校は本来の子供の安全保持に集中できると、実施した4校全てから感謝の言葉があった。

災害時及び直後は、様々な声があり調整に苦慮したと思われるが、災害時の対応を早急に整理する姿勢は評価している。

今後も、危機管理所管課として継続していただきたい。

④ 墓地管理料の債権区分について【環境管理課】

墓地管理料は、袖ヶ浦市墓地公園の維持管理に要する経費として使用者から毎年度徴収するものであり、その額は袖ヶ浦市営墓地公園の設置及び管理に関する条例第22条で定められている。

環境管理課では、従前から私法上の債権に区分し、債務者である一般墓地使用者の時効の援用がない限りは、債権は消滅しないものとして取り扱っている。

しかしながら、公の施設の管理料として条例にその額を定めている墓地管理料は、時効期間を経過した場合には債務者の時効の援用がなくても債権が消滅する公法上の債権と捉えることができる。

そのため、債権の取扱区分について検討する必要がある、条例と運用との整合性を図り、適切に債権管理をされたい。

⑤ 奨学資金返還金に係る調定の時期について【教育総務課】

地方自治法施行令第171条の6第1項に履行延期の特約等が規定されており、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例には月賦、半年賦又は年賦の均等払方式によ

る返還が規定されている。

奨学資金返還金については、口座振替による返還分は毎月、納付書による返還分は四半期ごとに月額単位で調定している。

また、納付書による返還者に対しては四半期ごとに納付書を送付しており、調定期間は納付書発行と同時期としているものである。

財務実務提要によれば、分割して収入するものの調定は、納期限ごとに行うとされているが、分割収入するものであっても年間分を同時に納入義務者に通知するものは、当該年度分の総額を調定すべきとされている。

奨学資金借用証書に返還期間が明記されていること、また、返還開始前に返還月、月額等の一覧を送付していることから、年間返還額の把握は可能であり、債権管理の適正化の観点からも調定の時期を検討されたい。

(2) 要望事項

財務事務研修の実施及び研修内容の見直しについて【財政課、管財契約課、会計室】

財務事務研修の実施及び研修内容の見直しについては、令和元年度決算審査において、財務所管課（財政課、管財契約課、会計室）へ意見したところであるが、12月末現在において開催されていない。

財務に係る適正な処理については、これまでも指摘をしているとおり、初歩的なミスや規則、補助金要綱等の確認不足による誤った処理が散見され、財務処理に係る知識や危機意識の低下が見受けられる。

また、知識不足は若手職員のみならず管理職レベルにまで及び、部下の育成、チェック機能も働いていない。

財務事務研修の内容を見直し、財務規則をはじめとする法令遵守の徹底と財務処理に係るスキルアップを図ること。

また、財務に係る知識レベルの現状と所管課であることを認識し、定期的を開催すること。